

答申第23号  
平成12年2月29日

兵庫県知事 貝原俊民様

公文書公開審査会  
会長 西山 要

公文書の部分公開決定に係る異議申立てに対する  
決定について（答申）

平成10年12月21日付け諮問第160号で諮問のあった下記の公文書に係る標記のことに  
ついて、別紙のとおり答申します。

記

平成8年及び平成9年度地価調査に係る鑑定評価書〔基準地番号A、B及びC〕

(別紙)

答 申

第1 審査会の結論

地価調査に係る鑑定評価書の部分公開の決定において非公開とした情報のうち、次に掲げる情報については公開すべきであるが、その余の部分に係る非公開の決定は妥当である。

- ・ 鑑定評価書(平成8年地価調査)に記録されている「(2)基準地(宅地)価格評価の内訳」の「(6)カード番号」、「(10)取引価格」及び「(12)時点修正」
- ・ 鑑定評価書(平成9年地価調査)に記録されている「3 試算価格算定内訳」のうち「(1)比準価格算定内訳」の「取引事例番号」、基準地番号「A」のうちの取引事例番号「 」並びに基準地番号「B」及び「C」のうちの取引事例番号「 」以外の取引事例に係る「 法令上の規制等」

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、平成8年及び平成9年地価調査に係る鑑定評価書「A、B及びC」(以下「本件公文書」という。)の公開請求に対して、実施機関が平成10年9月16日付けで行った部分公開の決定(以下「本件処分」という。)の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び口頭での意見において述べている異議申立ての理由は、次のように要約される。

(1) 条例第8条第1号又は第2号の該当性について

本件処分では、平成8年及び平成9年地価調査に係る基準地及び取引事例の土地所有者が個人である場合、基準地の固定資産評価額、取引事例の取引価格等が、公文書の公開等に関する条例(昭和61年兵庫県条例第3号。以下「条例」という。)第8条第1号に該当するとしている。しかし、固定資産評価替えのために長野市が行った宅地の鑑定結果が記録された公文書の公開について、長野地裁平3(行)1号、平成4年2月27日民事部判決では、次のとおり判示されている。

「『通常他人に知られたくない個人に関する情報』というためには、まず、それが特定個人の属性に関する情報でなければならないものと解される。しかるところ、本件情報は、前判示のとおり、個人を離れた土地の評価にすぎないのであるから、これをもって『個人に関する』情報ということはできない。」すなわち、「この場合の評価は、当該土地の所有者個人の主観とは一切かわりなく、不動産鑑定士が他の資料に基づき客観的に定めるべき性質のものであり、また、土地の有するその社会的な性格に鑑みれば、土地の評価は、公共性を有する情報というべきであって、そのプライバシー性は希薄であると認められる。このことは、地価公示制度の存在や長野市により路線価の一部が既に公表されている実態に照らしても明らかである。」

また、「そもそも本件情報に含まれる土地の評価は、不動産鑑定士による一次的評価であって、それが当然に課税台帳に記載される当該土地の価格になるものとは限らず、被告が路線価を決定するについての参考資料となるにすぎないのであるから、これらの事情は、本件情報が『通常他人に知られたくない』情報になることの論拠とはなりえない。」ものであり、「本件公文書は、土地の評価であって、文書自体から個人の特定がされるものではなく、また、それは

前記4のとおり『通常他人に知られたくない情報』には該当しないのであるから、実質的な秘密とは認められず、したがって、本件公文書を公開したとしても、それは、地方税法22条の『秘密をもらす』行為に該当しないというべきである。」

さらに、平成11年1月13日付けで土地政策審議会の意見を取りまとめた「“ポスト『右肩上がり』時代の土地関連諸制度のあり方”」の「第4 土地情報の開示・提供の仕組みの整備」においても、「土地の実売価格及び成約賃料は個人の基本的な人権に関わる情報とは言えず、その開示がプライバシーの侵害に当たるとは考えられない。」との意見が出されている。

加えて、名古屋地裁平11(行ク)20号、25号文書提出命令申立事件決定(平成11年12月20日決定)では、固定資産評価のために、名古屋市長が不動産鑑定士に提出させた標準宅地の鑑定評価書に記録されている土地の所在、地積及び取引時点について、次のとおり判断されている。

「右部分を開示した場合、各土地の所在は明らかになっても、地番は明らかにならないのであるから(本件文書は、「所在及び地番」と「所在」とを、明らかに区別している。)右部分を開示することによって、直ちに個人が特定されることにはならない。地積及び取引時点が明らかになるから、当該所在地にある土地の登記簿謄本をすべて入手して検討すれば、当該土地が特定され、所有者が明らかになる可能性はあるが、このような常態でない場合までを念頭に置いて、プライバシー情報か否かを判断することは相当でない。また、取引を行った個人が、必ずしもこれを登記簿上明らかにするわけではないことは、経験則上明らかであるから、この点からも、相手方の主張は、通常では考えにくい場合を想定しているといわざるを得ず、採用できない。」

以上のことから、本件処分で非公開とされている固定資産評価額、取引価格、地積、取引時点等は、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められる情報には該当しない。

また、地価調査の基準地及び取引事例の土地所有者が法人等である場合、これらの情報は条例第8条第2号に該当するとしているが、土地所有者が個人の場合と同様に、公にすることにより当該法人等の公正な事業運営が損なわれる情報には該当しない。

## (2) 条例第8条第10号の該当性について

本件処分では、取引事例の取引価格等は、条例第8条第10号に該当するとしているが、上記名古屋地裁決定では、「本件公文書からは、プライバシー情報は明らかにならず、したがって、不動産鑑定士が守秘義務を負うことにもならないから、これを開示することにより、今後、所有者ら及び不動産鑑定士の協力が得られなくなって、公共の利益を害し、公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれが発生するとも認められない。」と判断されている。

そもそも、これらの情報は、不動産鑑定士又は不動産鑑定士補(以下「不動産鑑定士等」という。)が通常の鑑定業務に利用しているものである。そして、それらの情報は、本件地価調査においては、鑑定評価のための参考資料にすぎず、前記(1)のとおり、条例第8条第1号及び第2号に該当しないことから、公にすることにより将来の同種の事務事業の公正又は円滑な執行に著しい支障が生ずる情報には該当しない。

## (3) その他の主張について

平成8年地価調査に係る鑑定評価書(以下「平成8年鑑定評価書」という。)において公開されている取引事例の「前面道路の状況」、「主要交通施設の状況」及び「法令上の規制等」が、平成9年地価調査に係る鑑定評価書(以下「平成9年鑑定評価書」という。)では非公開とさ

れているが、これは自己矛盾にほかならない。

### 第3 実施機関の説明要旨

実施機関が非公開理由説明書その他の関係書類及び口頭での意見において述べている説明は、次のように要約される。

#### (1) 条例第8条第1号又は第2号の該当性について

##### ア 基準地の固定資産評価額について

基準地の土地所有者が個人の場合、基準地の所在が公告事項であることから、平成9年鑑定評価書の「固定資産評価額」及び平成8年鑑定評価書の「固定資産評価額」に記録されている固定資産評価額は、特定の個人が識別され得る個人の財産の状況に関する情報に該当する。

また、固定資産評価額が税額の算定基礎となること、地方税法（昭和25年法律第226号）第415条によって固定資産課税台帳の縦覧が関係人に限られており、固定資産評価額を含む台帳登録事項は、通常第三者が知ることができない情報であることから、固定資産評価額は通常他人に知られたくない情報に該当する。したがって、固定資産評価額は、条例第8条第1号に該当する。

次に、基準地の土地所有者が法人等の場合、固定資産評価額は当該法人等の内部管理に属する情報であって、公にすることにより当該法人等の公正な事業運営が損なわれると認められるので、条例第8条第2号に該当する。

なお、異議申立人は、平成4年2月27日の長野地裁判決を引用し、固定資産評価替えの鑑定評価に係る評定調書等に記載された土地の評価について、土地の評価は公共性を有する情報であり、そのプライバシー性が希薄であることなどから、通常他人に知られたくない個人に関する情報には該当しないと判断しているとして、本件処分において非公開とされた情報についても、公開すべきであると主張する。しかしながら、同判決で判示された土地の評価と本件鑑定評価書に記録されている固定資産評価額とは、全く性格が異なるものであることから、両者の公開の可否については、同様に判断することはできない。

##### イ 取引事例の取引価格等について

取引事例の土地所有者が個人の場合、取引事例の「カード番号」又は「取引事例番号」、「所在及び地番」又は「所在及び地番並びに『住居表示』等」、「地積」、「取引時点」、「取引価格」及び「時点修正」の欄に記録されている情報については、相互に組み合わせたり、登記簿等他の情報と関連付けたりすることで、取引事例の所在及び取引価格が判明することから、これらは特定の個人が識別され得る情報であって、通常他人に知られたくない個人の財産の状況に関する情報であるといえ、条例第8条第1号に該当する。

また、取引事例の土地所有者が法人等の場合、これらは、当該法人等の内部管理に属する情報であって、公にすることにより当該法人等の公正な事業運営が損なわれるものといえ、条例第8条第2号に該当する。

なお、平成9年鑑定評価書にのみ記録されている「前面道路の状況」、「主要交通施設の状況」及び「法令上の規制等」についても、取引価格等と同様に取引事例の所在及び取引価格の判明につながる情報であることから、条例第8条第1号又は第2号に該当する。

#### (2) 条例第8条第2号の該当性について

本件地価調査における鑑定評価は、取引事例の土地所有者に調査の趣旨を理解してもらった

上で、任意の協力を得ることにより行っている。したがって、これらの情報を公にすることにより、取引事例の所在及び取引価格が明らかになると、取引事例の収集に当たった不動産鑑定士等の信用が損なわれ、将来的に当該不動産鑑定士等の正当な利益を害すると認められることから、条例第 8 条第 2 号に該当する。

(3) 条例第 8 条第 10 号の該当性について

本件地価調査における鑑定評価が、取引事例の土地所有者の任意の情報提供に支えられていることを勘案すると、取引事例に係る情報を公にすることにより、本県と情報提供者である土地所有者との信頼関係が損なわれ、今後地価調査への協力が得られなくなることが十分に予測される。したがって、取引事例に係る情報を公にすることにより、将来的に本県が行う地価調査の公正又は円滑な執行に著しい支障が生ずるといえることから、これらの情報は条例第 8 条第 10 号に該当する。

#### 第 4 審査会の判断

1 本件公文書の概要及び性格について

都道府県地価調査（以下「地価調査」という。）は、国土利用計画法（昭和 49 年法律第 92 号）の規定に基づく土地取引の価格に関する規制の基準や一般の土地取引の指標等とするため、国土利用計画法施行令（昭和 49 年政令第 387 号）第 9 条の規定により、都道府県知事が毎年 1 回基準地の単位面積当たりの標準価格を判定するものであり、当該標準価格は、基準地の所在等とともに周知されることとなっている。この標準価格は、不動産鑑定士等が行った鑑定評価に、都道府県知事が必要な調整を加えた上で判定しているもので、本件公文書は、当該鑑定評価の結果及びその根拠が記録されたものである。

また、鑑定評価の方式の一つとして取引事例比較法が用いられるが、これは不動産鑑定士等が、基準地の近傍類地の取引事例を収集し、その取引価格等を基に当該基準地の比準価格を求めるものである。

なお、取引事例の所在、取引価格等は、本件地価調査の周知事項には含まれていない。

2 取引事例に係る情報の条例第 8 条第 1 号又は第 2 号の該当性について

(1) 条例第 8 条第 1 号について

条例第 8 条第 1 号は、「個人の思想、宗教、健康状態、病歴、住所、家族関係、資格、学歴、職歴、所属団体、所得、資産等に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたいと認められるもの」が記録されている公文書は公開しないことができると規定しており、これは個人の人格的利益の保護を目的とした趣旨と解される。

また、条例第 3 条第 3 号は、実施機関の責務として、「実施機関は、個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたいと認められるものを公にすることのないよう最大限の配慮をしなければならない。」と規定している。

したがって、条例第 8 条第 1 号の規定は、原則公開を旨とする条例においても、個人の人格的利益の保護の観点から、これらの情報については非公開とすべきことを定めたものであると解される。

また、「特定の個人が識別される得るもの」とは、氏名、住所等により、特定の個人が直接識別されるものだけでなく、その情報だけでは特定の個人が直接識別されないが、他の情報と

関連付けることにより間接的に特定の個人が識別され得るものを含むものであるとされている。

(2) 条例第 8 条第 2 号について

条例第 8 条第 2 号は、「法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は個人の正当な利益を害すると認められるもの（人の生命、身体若しくは健康に危害を及ぼすおそれのある事業活動又は人の財産若しくは生活に重大な影響を及ぼす違法若しくは著しく不当な事業活動に関する情報を除く。）」が記録されている公文書は公開しないことができると規定しており、これは法人等又は事業を営む個人の事業活動上保護されるべき正当な利益の侵害の防止を目的とした趣旨と解される。

(3) 条例第 8 条第 1 号又は第 2 号の該当性について

ア 平成 9 年鑑定評価書の「1 基本的事項」の「(8)固定資産評価額」及び平成 8 年鑑定評価書の「(2)基準地（宅地）価格評価の内訳」の「固定資産評価額」（平成 8 年鑑定評価書には、「固定資産税評価額」と記載されているが、これは「固定資産評価額」の誤りである。）について

実施機関は、平成 9 年鑑定評価書の「(8)固定資産評価額」及び平成 8 年鑑定評価書の「固定資産評価額」（以下「本件固定資産評価額」という。）について、基準地の土地所有者が個人である場合は条例第 8 条第 1 号に、法人等である場合は同条第 2 号に該当するとして非公開としているので、その該当性について以下検討する。

なお、本件固定資産評価額は、本来固定資産税額の算定基礎とするため、土地課税台帳に当該土地の価格として登録されているものであるが、本件地価調査においては、特に標準価格の判定の参考とするため、鑑定評価書に記録されているものである。

(ア) 基準地の所在は既に周知されているため、本件固定資産評価額が分かれば、それは特定の土地所有者の土地に係る固定資産評価額とすることができる。

(イ) まず、基準地の土地所有者が個人の場合、本件固定資産評価額が、通常他人に知られたくないと認められる情報に該当するかどうかについては、本件固定資産評価額は、個人の重要な資産である土地に対する公的な評価であることから、通常他人に知られたくない個人の財産の状況に関する情報であると認められる。

(ウ) 次に、基準地の所有者が法人等の場合、本件固定資産評価額が公にされることにより、当該法人等の財務状況が推察されるおそれがあることから、当該法人等の経理等内部管理に属する情報であつて、公にすることにより当該法人等の公正な事業運営が損なわれると認められる。

(エ) 以上のことから、本件固定資産評価額は、基準地の所有者が個人の場合は条例第 8 条第 1 号に、法人等の場合は同条第 2 号に該当するとして実施機関の判断は妥当である。

イ 平成 9 年鑑定評価書の「3 試算価格算定内訳」の「(1)比準価格算定内訳」及び平成 8

年鑑定評価書の「(2)基準地(宅地)価格判定の内訳」の「取引事例比較法」に係る非公開情報について

実施機関は、非公開にした情報のうち、次に掲げる情報(以下「情報1」という。)を、取引事例の土地所有者が個人の場合は条例第8条第1号に、法人等の場合は同条第2号に該当するとして非公開としているので、その該当性について以下検討する。

・ 平成9年鑑定評価書

「3 試算価格算定内訳」の「(1)比準価格算定内訳」のうち、「取引事例番号」、「所在及び地番並びに『住居表示』等」(市名を除く。以下同じ。)、 「取引時点」、「地積」、「前面道路の状況」、「主要交通施設の状況」、「法令上の規制等」、「取引価格」及び「時点修正」

・ 平成8年鑑定評価書

「(2)基準地(宅地)価格判定の内訳」の「取引事例比較法」のうち、「(6)カード番号」、「(7)所在及び地番」(市名を除く。以下同じ。)、 「(8)地積」、「(9)取引時点」、「(10)取引価格」及び「(12)時点修正」

(ア) 平成9年鑑定評価書について

a 取引事例の土地所有者が個人の場合

取引事例の土地所有者が個人の場合、「所在及び地番並びに『住居表示』等」、「取引時点」、「地積」、「前面道路の状況」及び「主要交通施設の状況」については、登記簿等他の情報と組み合わせることによって、取引事例の所在が特定されるおそれのある情報である。

また、「法令上の規制等」は、都市計画法(昭和43年法律第100号)上の用途地域、建ぺい率及び容積率が記録されたものであるが、基準地番号「A」のうちの取引事例番号「」並びに基準地番号「B」及び「C」のうちの取引事例番号「」については、芦屋市の用途地域の指定状況から、公にすることにより、比較的所在が判明しやすいと認められる。したがって、これらの取引事例に係る「法令上の規制等」は、取引事例の所在が特定されるおそれのある情報である。

さらに、「取引価格」及び「時点修正」については、そのいずれかが公開されると、既に公開されている「3 試算価格算定内訳」の「(1)比準価格算定内訳」のうちの「イ月率変動率」と組み合わせることにより、「取引時点」が明らかになることから、取引事例の所在が特定されるおそれがある情報である。

したがって、これらの情報は、特定の個人が識別され得る情報であると認められる。

なお、異議申立人は、名古屋地裁平11(行カ)20号、25号文書提出命令申立事件決定(平成11年12月20日決定)を引用して、「取引時点」及び「地積」が明らかになっても、所在地のすべての土地の登記簿謄本を入手してまで個人を特定することは常態ではないので、登記簿謄本との組み合わせは考慮する必要はない旨主張する。しかしながら、地価調査に用いる取引事例が、通常、当該地価調査の基準日に近い時期に取引が行われた土地から選定されていること、取引事例の「所在及び地番並びに『住居表示』等」のうち市名については既に公開していること等から、当該土地に関する情報を求める者であれば、登記簿等から当該取引事例を比較的容易に特定

することができると考えられ、異議申立人の主張は採ることができない。

次に、これらの情報が、通常他人に知られたくないと認められる情報に該当するか以下検討する。

土地の「取引価格」は、通常他人に知られたくない個人の財産の状況に関する情報であると認められる。また、その他取引事例の所在が特定されるおそれがある情報についても、そこから「取引時点」が明らかとなり、既に公開されている「イ月率変動率」と組み合わせることによって「取引価格」が算定されることから、通常他人に知られたくない個人の財産の状況に関する情報であると認められる。

以上のことから、「所在及び地番並びに『住居表示』等」、「取引時点」、「地積」、「前面道路の状況」、「主要交通施設の状況」、基準地番号「A」のうちの取引事例番号「 」並びに基準地番号「B」及び「C」のうちの取引事例番号「 」に係る「法令上の規制等」、「取引価格」及び「時点修正」(以下これらを「情報2」という。)については、条例第8条第1号に該当するとした実施機関の判断は妥当であるが、「取引事例番号」、基準地番号「A」のうちの取引事例番号「 」並びに基準地番号「B」及び「C」のうちの取引事例番号「 」以外の取引事例に係る「法令上の規制等」(以下これらを「情報3」という。)については、特定の個人が識別され得る情報であるとは認められないので、同号には該当しない。

b 取引事例の土地所有者が法人等の場合

取引事例の土地所有者が法人等の場合、情報2については、前記aのとおり、それらが公開されることにより、取引事例の所在が特定されるとともに、取引価格が算定され、当該法人等の財務状況が推察されるおそれがあることから、当該法人等の経理等内部管理に属する情報であって、公にすることにより当該法人等の公正な事業運営が損なわれると認められるので、条例第8条第2号に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

しかしながら、情報3については、公開したとしても、当該法人等の所在が明らかになるわけではないことから、公にすることより当該法人等の公正な事業運営が損なわれるとは認められないので、同号には該当しない。

(イ) 平成8年鑑定評価書について

a 取引事例の土地所有者が個人の場合

取引事例の土地所有者が個人の場合、「(7)所在及び地番」、「(8)地積」及び「(9)取引時点」については、前記(ア)aと同様に、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められる個人の財産の状況に関する情報であるといえ、条例第8条第1号に該当するとした実施機関の判断は妥当であるが、平成8年鑑定評価書には、月率変動率が記録されておらず、「(10)取引価格」及び「(12)時点修正」を公開したとしても、「(9)取引時点」が明らかになるわけではなく、取引事例の所在も特定されないことから、これらは特定の個人が識別され得る情報であるとはいえないので、同号には該当しない。

b 取引事例の土地所有者が法人等の場合

取引事例の土地所有者が法人等の場合、「(7)所在及び地番」、「(8)地積」及び「(9)取引時点」については、前記(ア) bと同様に、当該法人等の財務状況が推察されるおそれがあることから、当該法人等の経理等内部管理に属する情報であって、公にすることより当該法人等の公正な事業運営が損なわれると認められるので、条例第8条第2号に該当するとした実施機関の判断は妥当であるが、「(10)取引価格」及び「(12)時点修正」を公開したとしても、前記(イ) aと同様に取引事例の所在は特定されず、当該法人等の所在も明らかになるわけではないことから、これらについては、公にすることより当該法人等の公正な事業運営が損なわれるとは認められないので、同号には該当しない。

### 3 不動産鑑定士等の事業に係る条例第8条第2号の該当性について

実施機関は、情報1を公開すると、不動産鑑定士等の正当な利益を害するため、条例第8条第2号に該当するとして非公開としているので、その該当性について以下検討する。

本件地価調査においては、不動産鑑定士等が、自ら収集した取引事例を基に鑑定評価を行っていることにかんがみ、特定の取引事例の土地所有者が識別され得る情報を公開することにより、当該不動産鑑定士等の信頼が損なわれ、将来にわたりその鑑定業務に支障が生ずることは十分に想定される。したがって、前記2(3)イで条例第8条第1号又は第2号に該当すると判断した情報については、当該不動産鑑定士等の事業に関する情報であって、公にすることにより、当該不動産鑑定士等の正当な利益を害すると認められるので、条例第8条第2号に該当するとした実施機関の判断は妥当であるが、その他の情報については、同号には該当しない。

### 4 条例第8条第10号の該当性について

(1) 条例第8条第10号は、「実施機関が行う取締り、監査、検査、許可、認可、試験、入札、争訟、交渉、渉外、職員の身分取扱い等の事務事業に関する情報であつて、公にすることにより当該事務事業の執行の目的を失わせるおそれのあるもの及び公にすることにより当該事務事業又は将来の同種の事務事業の公正又は円滑な執行に著しい支障が生ずると認められるもの」が記録されている公文書は公開しないことができると規定している。これは実施機関の行う事務事業の中には、事務事業の性質に照らして、これに関する情報を公開すると、県民全体の利益を確保しようとする県の行政の目的を阻害したり、特定の者に不当な利益を与える等県民全体の利益を著しく損なうものがあることから、これらの情報については非公開とすべきことを定めたものであると解される。

(2) 実施機関は、情報1を、条例第8条第10号に該当するとして非公開としているので、その該当性について以下検討する。

ア 非公開部分に記録されている情報が、同号に該当するためには、同号前段に例示されている実施機関が行う事務事業に関する情報であつて、同号後段の公にすることにより当該事務事業の公正又は円滑な執行に著しい支障が生ずると認められるという二つの要件に該当することを必要とするものである。

また、同号前段に例示列挙されている情報は、同号に該当する情報の典型的な例を示すものであり、事務事業の性質から、これらに類似する情報も同号に含まれると解される。

まず、情報1が、条例第8条第10号前段の要件に該当するかどうかについては、本件地

価調査は、土地取引の価格に関する規制の基準や一般の土地取引の指標等とするために、都道府県知事が実施する調査である。したがって、地価調査に係る事務に関する情報は、条例第 8 条第10号前段に例示列挙された情報に類似する情報に該当する。

イ 次に、非公開部分に記録された情報が、条例第 8 条第10号後段の要件に該当するかどうかについて判断する。

本件地価調査における取引事例の収集が、取引事例の土地所有者の任意の情報提供に支えられていることを勘案すると、特定の取引事例の土地所有者が識別され得る情報を公開することにより、県と取引事例の土地所有者との信頼関係が損なわれ、今後地価調査への協力が得られなくなることは十分に想定される。したがって、前記 2 (3)イで条例第 8 条第 1 号又は第 2 号に該当すると判断した情報については、公にすることにより将来の地価調査の公正又は円滑な執行に著しい支障が生ずるものと認められる。

したがって、これらの情報が、条例第 8 条第10号に該当するとした実施機関の判断は妥当であるが、その他の情報については、同号には該当しない。

#### 5 その他の主張について

異議申立人は、「前面道路の状況」、「主要交通施設の状況」及び「法令上の規制等」が、平成 8 年鑑定評価書では公開されているが、平成 9 年鑑定評価書では非公開とされているのは矛盾していると主張する。しかしながら、平成 8 年鑑定評価書と平成 9 年鑑定評価書とでは様式が異なり、これらの情報はもともと平成 8 年鑑定評価書の記載事項ではないことから、異議申立人の主張は失当である。

以上から、「第 1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

(参考)

審 査 の 経 過

年 月 日	経 過
10 . 12 . 21	・ 諮問書の受理
11 . 1 . 13	・ 実施機関の非公開理由説明書の受理
11 . 3 . 31 (第97回審査会)	・ 実施機関の職員から非公開理由等を聴取
11 . 7 . 16	・ 実施機関の非公開理由補足説明書の受理
11 . 7 . 21 (第104回審査会)	・ 異議申立人の意見を聴取 ・ 審議
11 . 9 . 21 (第106回審査会)	・ 審議
11 . 12 . 1 (第111回審査会)	・ 審議
11 . 12 . 15 (第113回審査会)	・ 審議
12 . 2 . 3	・ 異議申立人の意見書の受理
12 . 2 . 28 (第114回審査会)	・ 審議